

武士層における育子手当支給の諸相

— 19世紀前半期の一閩藩 —

沢 山 美果子

はじめに

1 課題としての武士層への養育料支給

- 1.1 養育料支給をめぐる課題
- 1.2 一閩藩の育子仕法と育子手当
- 1.3 一閩藩の育子仕法の制度的変遷

2 育子手当の基準

- 2.1 育子手当の基準
- 2.2 育子手当の諸相

3 育子手当の実際

- 3.1 吉田屯の場合
- 3.2 育子手当の目的

4 武士層の出産と育子手当

- 4.1 育子手当がもたらしたもの
- 4.2 育子手当の意味

おわりに

はじめに

近世の赤子養育仕法に関する研究が登場したのは1930年代のことである。その代表的な研究に高橋梵仙の『墮胎・間引の研究』¹⁾がある。1930年代という、戦時期人口政策のもとでなされたこれらの研究では、赤子養育仕法の、特に人口増加政策としての墮胎・間引き禁止の側面と救済策としての養育料支給の側面が注目された。しかしその目的は、人口増加や救済という側面でのみ捉えら

れるものなのだろうか。本稿は、仙台藩の支藩、一関藩（現岩手県一関市）の育子仕法を対象に、藩による「お手当」支給が武士層の出産や子育てにとって持っていた歴史的意味について考えてみたい。そのことは二つの意味を持つ。

一つは、現代の少子化対策を歴史のなかで相対化する視点を探る意味である。赤川学は、少子化対策の重要性を強調する論者や子育て支援や両立支援を行なう男女共同参画政策の発想、言い換えれば「産む自由」だけを支援する子育て支援や両立のみを支援する男女共同参画政策は、その本質において「産む自由」に対して政府が過重なまでに手厚い報奨を与えた「産めよ殖やせよ」の「戦時期人口政策との距離は遠くない」と指摘する²⁾。赤川の指摘は、現代の少子化対策を歴史のなかで相対化する視点を提示するものだが、近世の育子仕法における手当支給の意味を探ることは、その一助ともなるだろう。

二つには、近世の救貧の多様性を探る意味である。斎藤修は、「近代国家が成立する以前の救貧とセーフティネットの多様性」に着目し、「家族周期（ライフサイクル）上の危機に由来する貧困救済の必要性」は「近代以前であっても決して小さくはなかった」のではないかと指摘する。子どもの出生は家族周期上の危機とも大きく関わるが、救済の手を差しのべたのはまず家族および親族だったのか。またこれらの主体に比較して国家や地域共同体（collectivity）の役割はどうだったのか。斎藤は、近代以前におけるセーフティネットの公共性を問う³⁾。子どもの出生への育子手当の意味を探ることは、近世における救貧とセーフティネットについて考える手がかりともなるだろう。

1 課題としての武士層への養育料支給

1.1 養育料支給をめぐる課題

はじめに述べたように、赤子養育仕法をめぐる研究の歴史は戦前に始まる。以来、墮胎・間引きが果たして生活難を動機とするものかどうかは必ずしも証明されないまま、墮胎・間引きの原因を生活難に求める説が通説となってきた。

同様に、赤子養育仕法の内容と人口データを総合させ、その効果を検討していく研究も、今までほとんどなされてこなかった⁴⁾。こうした研究状況に対し、東北諸藩のなかでもっとも早い時期に養育料支給を実施した二本松藩の赤子養育仕法を対象に、研究の空白部分を埋める研究に取り組んだのは高橋美由紀である⁵⁾。高橋は、それぞれの時期に出された赤子養育仕法の具体的な内容、実際の支給状況とそれによる人口変化を分析した結果、次の三点の結論を導き出した。二本松藩の赤子養育仕法は、①地域の総人口、出生数、出生率を把握した上で、正確な出生数の把握をも意図して取り組まれた人口増加政策であること、②民衆が子どもを持つとしない動機を考慮したうえで、双子、母親が奉公中、年齢の幼い兄、姉がいる場合に養育料を支給する施策であったこと、③その結果、墮胎・間引きが行なわれなくなり、記録される子ども数が増加したこと。高橋は「出生率を高める要因は、結局は暮らしやすさ」と指摘する。この研究は、諸藩の墮胎・間引き禁止政策は、その地域の人口増加政策の性格や緊急性、人々の実情と結びつきつなされたことを示唆する。

他方、養育料支給を近世村落の子育て支援の取り組みとして位置づけたのは太田素子である⁶⁾。東北の南山御蔵入領（現福島県南会津地域）を対象とした太田は、養育料支給の実務をにない、支給対象者を選定して申請する任にあった村方役人層に注目する。村方役人層は、どのような階層と条件を具えた村人を支給対象者に選んだのか。また支給基準についての彼らの意見書は、村の実態のなかでどのような意味を持っていたのか。太田は養育料支給願と宗門改帳という人口史料の比較（出生の増減、支給された家族の特質（世帯の構造や規模、子ども数、経済状態等））により、その解明を試みた。その結果、南山御蔵入領の養育料支給は、名主層の積極的な取り組みによって実現を見た村落の復興策であったと結論づける。養育料支給は「少し余裕のある人」の子育て支援を通じて、一定の子ども数を確保することで、村の後継者の確保に貢献したというのである。太田の研究はまた、藩、村落指導者、村人、それぞれの利害の重層性を明らかにする必要性を示唆するものでもある。

これら養育料支給をめぐる研究では、養育料支給の目的やその持った意味について、人口増加政策との関わりや、養育支援という視点からのアプローチが試みられている。しかし、いずれも農民層への養育料支給を問題とするものであり、武士層に対する養育料支給の意味を検討した研究は、今のところ皆無である。では、武士層への養育料支給の目的とは何だったのか。農民層への養育料支給と武士層への養育料支給とでは、その目的は同じなのか、違うのか。違うとすれば、どこが違うのか。

ところで、一閩藩の育子仕法は、懐胎、出産取締りの側面と、「お手当」支給の二つの側面を持っている。この二つの側面、いわば産まないことの出産と産むことの支援との関係はどのようなものだったのだろう。また、手当支給の局面で浮かび上がってくる武士層の出産、子育ての困難とは、どのようなものであり、またそうした出産、子育ての困難に対し、手当支給はどんな意味を持っていたのだろうか。武士層への手当支給をめぐることは、このような様々な問いがまだ解かれないままに横たわっている。本稿は、これらの問いに接近するための出発点として手当支給をめぐる問題の構図を明らかにすることを意図している。

1.2 一閩藩の育子仕法と育子手当

一閩藩の武士層の出産と子育てにとって育子手当が持っていた意味を探るための手がかりとするのは一閩藩家老の沼田家文書を中心とする史料群である。沼田家には、文化期を中心に、育子仕法に関わる史料群が数多く残されている。しかしこれらは『一閩市史』などの先行研究でも用いられていない。また育子仕法をめぐる文化期の史料は、その多くが年未詳という困難がある。しかしここでは、史料相互を関連づけることで可能な限り年代を特定し、事例についての複眼的な把握によって、史料的な制約を乗り越えることを試みる。

手がかりの一つは、藩の育子仕法に関わる仕法帳など、主に育子仕法という制度に関わる史料である。そこには育子仕法が制度化される過程で作成された

と思われる下書きも含まれており、貴重な史料群といえる。これらを用いて、武士層に対する手当支給の諸相にせまってみたい。育子仕法の実施は、武士に対し様々な届の徹底を義務づけるものであった。そのため、妊娠、出産の節目で何度も届が出され、それらの届は藩の育子に関する御用留にも記載されている。

二つ目の手がかりは、これら育子仕法と関わって出された着帯届、懐妊届、出産届、名号届、死胎、流産届などである。文化8(1811)年から文政13(1830)年まで19年間の諸届からは、939件の事例を抽出することができる。これらの諸届には、いつ妊娠や着帯を届け出、いつ出産し、あるいは死胎となったか、また生まれた子どもにいつどのような名を付けたか、何番目の子どもかなど、妊娠、出産のプロセスや、出生の時期、出生間隔をめぐる豊富な情報が含まれている。

三つ目は、文化8(1811)年から13(1816)年までの育子手当に関する25件の事例である。このなかには、年未詳のものも含まれているが、諸届と付き合わせることによって、一件を除くすべての事例について年代を特定することができた。これらは、育子手当の実際を明らかにする重要な手がかりとなる。四つ目は、安政6(1859)年分限帳、「慶応二仲秋御家中進退高調」『関藩列臣録』など、諸届を出した武士、あるいは養育料を支給された武士の階層を知る手がかりとなるものである。これら四種類の史料を総合的に使い、手当支給を願った武士の階層、経済状態、子ども数、出生間隔などを明らかにすることで、育子手当の制度と実際、また育子手当が武士層とその出産、子育てにとって持っていた歴史的意味を探ることとする。

1.3 一関藩の育子仕法の制度的変遷

分析を始める前に、一関藩の育子仕法の概要とその制度的変遷について、おもに『一関市史』などの先行研究を手がかりに整理しておきたい。一関藩は、仙台藩の外様支藩(三万石)で、藩主の田村氏は内分分家である。陸奥国磐井

郡と栗原郡の一部を知行し、一関を城下とした。家中の総計は慶応2（1866）年段階で677人。そのうち侍分がその51.4パーセントの348人、凡下（足軽、扶持取職人）が48.6パーセントの126人という構成である。さらに侍分348人の禄高を階層別にみると、30石未満が174人で、全体の50パーセントを占め、小藩の零細な家臣団構成を物語っている⁷⁾。

赤子養育の問題が一関藩において重視されるようになったのは、宝暦12（1762）年、五代藩主村隆が、赤子養育について心得違いのないよう、自筆で御用人中、御家老中に申し付けたのが初めとされている。それは「世上に而凡下躰杯内に 子の養育を厭ひ出産の節 ひそかに不仁の所行をなす者も 儘有之趣 粗相間得候」という書き出しで始まっており、一関藩では当初から、「凡下」などの下級武士層の墮胎・間引きが問題とされていたことがうかがえる。さらに、明和4（1767）年には、一関藩の江戸蔵元、江戸大和屋安之助が赤子養育のための援助金を一関藩に送ることを申し出、明和4（1767）年正月から同9（1772）年3月までの6ヵ年、赤子250人に対し、2588切の養育金が与えられた。しかし、江戸蔵元の援助が、明和9年3月に打ち切られた後、文化期に至るまでの30余年、どのような対応がなされたのかは不明である⁸⁾。

その後、文化期に7代藩主宗顕は、赤子養育について直命で赤子手当などを入念にするよう仰せ付けられたと、嘉永年間の「赤子養育方御用留」にある。また文化8（1811）年には、修験中にも養老養子について御沙汰があり、修験も「育子生育御引立」のため「潤民講」と称する無尽講を組織し、御沙汰の趣旨が行き渡るよう努力することとなった。しかし、文政10（1828）年、7代藩主逝去後、嘉永5年に再び赤子養育についての計画が立てられるまでの20余年間については、史料も残存せず明らかではない。嘉永5（1852）年、9代藩主邦行は赤子養育について再び直書を出し、これまでの手ぬるい施策を排して嚴重な措置をとるべきとした。嘉永6（1853）年春からは、郡代が在村の医師の産婦取扱高や死胎流産、懐妊婦、出産数などについて春秋二季に改め育子方御役に提出する制度が実施されるようになり「郡村二季改」の作成が義務づけら

れるようになった⁹⁾。

以上が『一関市史』などの先行研究から整理できる育子仕法の制度的変遷の概要である。注目すべきことは、育子仕法が取り組まれた時期は一関藩の藩政改革の時期でもあったことである。一関藩の仕法替（藩政改革）は、文化13（1816）年と嘉永5（1852）年に行われている。一関藩では安永7（1778）年から文化5（1808）年までの長期にわたって半知加役という減俸の期間が続いたが、そのため、家中は疲弊し江戸勤番も拒否する状況であったという。文化2年から文化12年までは貸付方が置かれ家中に対し年利一割での貸付けを行なっている。また文化6年から9年までの3年間、大阪町人升屋平右衛門から、藩経済の立て直しのため一万両を借り入れている。その6パーセントを墮胎・間引き防止のため、赤子の養育手当に、また半知加役を六ト一加役にゆるめ、48パーセントを家中の生活費にあてている。それだけ、家中の生活の困難が藩にとって重要な問題として意識されていたということだろう。さらに文化13（1816）年5月15日に出された仕法替の沙汰27ヵ条では、諸経費の削減、人員整理、役人の早番出勤、役人の兼帯、江戸役人減、両地（江戸、在所）在勤手当高の吟味などの実現がめざされた¹⁰⁾。

天保飢饉後の嘉永5（1852）年の仕法替では、両町に対し次のような申し渡しがなされている。

御家中の面々にも凶作以来難渋多く候て、微禄の輩は内職にて相続し、町家へ立合申す義もこれある故に、自然押し侮り、不敬の心これある方より、近頃士中への対応甚だ軽忽似て、途中においても高足のまま同輩も同然の会釈せしめ候者間々これあり、畢竟身分を顧みず、ただに身の暮柄を引き立て候方より、事起り、貴賤の階級を失い候致し方不屈の至りに候¹¹⁾

ここには従来の身分制度の動揺が示されている。

文化、嘉永期二つの藩政改革の時期に、育子仕法が整備されていることは、

藩政改革にとって、育子仕法が重要な要として意識されていたことを示す。文化期の育子仕法に関する史料が残存しているのも、沼田家文書の残存状態によるだけでなく、この時期が育子仕法の確立期であることも関係しているといえよう。では育子手当に関わる制度はどのようなものであり、何を目的とするものだったのだろうか。

2 育子手当の基準

2.1 育子手当の基準

育子手当という制度は、いつから始まり、何を目的としたのだろうか。育子仕法については、「仕法帳」と題された史料のほかに、その草案と思われる「育子御仕法取行方懸被仰付一件綴」、さらに育子仕法を民間に申し渡した「申渡」〔育子之儀民間迄・・・〕と題する史料が残存している。これらをつきあわせることで浮かび上がる育子手当に関する内容は次のようなものである。

「仕法帳」によれば、手当支給の対象は、武士、凡下（足軽、扶持取職人）、軽き御扶持人のなかでも、小給で難渋のうえ、産婦に乳がない、あるいは産後に長く病気をしているなどの難儀をしている者、また「勤向きも繁く、多人数育てている者」とされた。「多人数」とあるが、手当の支給は三人目の子どもからとされ、二人までは自力で育てるべきとされた。もっともこれらの史料からは、何人目の子どもから手当を支給するかをめぐる模索の様子を読みとることができる。

「仕法帳」の下書きと思われる「育子御仕法取行方懸被仰付一件綴」によれば、「家中小給之輩ならびに凡下、扶持人」のうち「不如意で生育に難儀している者」については、「嫡男、嫡女成長之後、二男・二女より」願い出、吟味のうえ「貸金」を与えるとされている。ここでの「嫡男、嫡女成長之後」という文言が何を意味しているのか、また「成長之後」というのが一体何歳をさしているのかは不明である。しかし一関藩では生育の見通しが立った段階での名

号届を義務づけているところからすると、嫡男、嫡女の生育の可能性や、子どもを生育させることへの親の意思を見届けた上でと理解しても、あながち的外れではないだろう。他方、同じ文書のなかに、二人まで養育している凡下、扶持人で、三男三女が出生したものの不如意で生育が行き届きかねる者については、見聞のうえ手当を支給するとの記述もある。二人目あるいは三人目のどちらから支給するか、当初は確定していなかったことがうかがえる。しかし「申渡」には、「士凡、軽き扶持人はもとより、小給で勤向も繁、多人数生育難儀の者」であっても、子ども二人までは別段難儀ではなく、自力を尽くすべきであり、三人めからは「一通りの難儀」となるので、手当を支給するとあり、最終的には、手当は三人目からの支給とされた。

「仕法帳」では、本人からの願い出がなくとも、諸支配頭また凡下は小頭・組頭などが吟味し、また近隣の者が詳しく見察し、係り役人に申し出ることとされた。「育子御仕法取行方懸被仰付一件綴」によれば、養育料支給は「御恵之御趣意第一之義」なので、「難儀の厚薄」により「多少貸金等」を下さるが、係り方では細かい吟味ができないためそれぞれの頭が吟味するとある。直接の支配にあたる人々、あるいは近隣の者たちの見聞が、手当支給にあたり重要な役割を果たす点に注目しておきたい。また「申渡」には、「士凡で、小給難洪のうえ、産婦に乳なき者」については、出生の子が三歳になるまで乳母を頼む手当を支給するとある。乳養という点でも、養育の手間という点でも、三歳が一つの節目として意識されていた。

難洪の程度についての厳密な吟味、また赤子の生育に不可欠な乳の確保が意図されたことは、育子手当の制度が、現実の養育をめぐる困難を強く意識した上で取り組まれた制度であったことを意味する。また「育子御仕法取行方懸被仰付一件綴」では、困窮し、小給で相続が難しい者はもちろん、相続が行き届き数人の子どもを育てている者や心がけがよいにもかかわらず難洪している者には「御賞美」を与えることとされた。相続や子どもの生育への努力など、生活への対応如何が、「御賞美」という生活上の利害に直結していた点は、手当

支給の目的を考えるうえで看過できない。

2.2 育子手当の諸相

手当願を提出したこと、また褒美を支給されたことが確認できる事例は25例ある。表1(巻末)に示したように、それらは文化8年から文化13年までの時期に集中している。その理由は、先にも述べたように、史料の残存状況だけでなく、文化期という時期は、育子仕法への取り組みが厳密になされたこと、また、半地加役という減俸によって困窮した武士層の救済が現実的な課題であったことに求めることができよう。

育子手当は、どのような子どもに支給されているのだろうか。25例のうち、何番目の子どもかが明らかとなるのは21例である。そのうちわけは、第二子が1例、第三子が6例、第四子が11例、第五子が3例、第六子が1例と、三子、四子が全体の8割を占めている。このうち、第二子にもかかわらず文化13年12月19日、養育金式歩を与えられたのは、御手廻り与作である。御目付支配のもとにある御手廻りは、藩主の身近の雑用に当たる下役で¹²⁾三人扶持と切米金式歩(高15石5斗)があたえられた。与作に与えられた金式歩は、小頭に付加された額にあたる。支給の理由は、与作は子ども二人を養育しているが、妻が病死し乳が不足し難渋しているというものである。与作の場合は、係りからの申し立てにより支給が決定しているが、子ども二人への支給は例外的な処置であった。

ところで、今まで手当支給という言葉を用いてきたが、実はそれは正確ではない。25件の事例のうち、手当を支給されたのは7件に過ぎず、他はすべて貸与である。手当を支給されたのは、御賞美金を与えられた御入坊主、石川順斎(事例番号12)、斎藤斎取扱組、喜惣治(13)、御賞詞を与えられた斎藤斎取扱小頭(19)、金2歩を与えられた御手廻り、与作(20)、小泉唯安(21)、金1歩を与えられた熊谷縫殿(24)、原田勘助(25)の7件のみ。ほかはすべて貸与である。育子手当は支給のみならず貸与を含み、しかも貸与のほうが25件の

事例で見る限り支給の三倍とはるかに多い。

出生した子ども全体のなかで、どのくらいの子どものに、手当（貸与も含む）が与えられたのだろうか。25件の事例のうち、もっとも多いのが文化13年の17件である。文化13年の出生数は117人。とすると、手当を支給（貸与）された子どもは出生数全体の14.5パーセント、つまり100人の子どものうち14人に与えられた計算になる。この比率が果たして高いのか低いのか、ほかの事例と比較してみよう。たとえば、会津の南山御蔵入（現南会津地域）川島組における産子養育手当の受給率は、多い村では一割弱、平均すると50家族のうち3～4家族、つまり6パーセントである¹⁹⁾。これに比べれば、一閩藩の武士層の場合、その倍程度の子どものに手当が支給（貸与）されたことになる。

手当が実際に与えられる条件とは、どのようなものだったのだろうか。まず挙げられるのは、勤めに関わる条件、つまり「小進」（禄高が少ないこと）や「繁多な勤務」にあった。その反対に、禄高が多いとか無役の場合は、手当を与える条件に当てはまらないとされる。小進や「繁多な勤務」があげられているのは、吉田屯（1）、及川弟七（2）、斎藤和右衛門（3）、野村勘太夫（4）、四ツ倉茂右衛門（5）、佐藤専蔵（6）、米谷源左衛門倅忠治（8）、横田幸右衛門（11）、四ツ倉茂右衛門（5）の12件。それに対し、熊谷縫殿の場合（24）は、育子手当を与える進退高ではなく、本来は吟味の対象ではないことが記されている。表1には明らかになった限りで高も示したが、その高はもっとも低い横田幸右衛門の17石5斗から、最も高い吉田屯の33石の間に位置している。30石未満の微禄の者が武士全体の50パーセントを占めている状況にあっては、手当の対象となる「小進」の武士は、藩の中に数多く存在していたことになる。ということは、「小進」と「繁多な勤務」は、取り立てて理由となる事柄ではない。にもかかわらずわざわざ「小進」と「繁多な勤務」が理由として挙げられているということは、高と勤めの状態が、武士の生活実態を示す指標として重視されていたことを示す。

二番目にあげられるのは、家族に関わる条件である。手当の支給や貸与の条

件となったのは、家内の人数が多いこと、相続に難渋していること、幼い子どもを抱えていることであった。反対に手当の対象が嫡孫であったり、既に縁付いている子どもがいたり、親も極老でない場合は支給の対象とはならないとされた。そのことを具体的事例に即してみよう。家内人数の多さが挙げられているのは、野村勘太夫(4)、四ツ倉茂右衛門(5)、米谷源左衛門倅忠治(8)の三人。相続に難渋していることがあげられているのは、吉田屯(1)、渋谷弥右衛門(14)、森伊太夫(18)、三木重治郎(23)の四人。これに対し野村織右衛門(4)の場合は、嫡孫には、本来は手当を支給しないのだが、例外的な処置であることが記されている。嫡孫がいることは、相続に難渋していない証でもあったからだろう。また幼い子どもを抱えていることがその理由に上げられているのは、11歳以下の子ども四人を抱えている渋谷弥右衛門(14)、8歳以下男女三人の子どもを抱えている野村勘太夫(18)の二人である。反対に井上八郎(9)は、子ども二人のうち嫡女は年頃であり、老母も極老というほどではないとの理由で手当願は却下されている。

三番目は、子育ての担い手に関わる条件である。夫が勤番中で留守のため、小児の取り扱いが妻一人では行き届き兼ねる佐藤専蔵の場合(6)、妻が産後病死し、乳がなく難渋している山口主悦(17)、そして御手廻り、与作の場合(20)、母乳不足で養育ができない原田勘助の場合(25)がそれにあたる。ここでは、妻一人で子育てを担いきれない場合や、妻が病死した、あるいは母乳不足など、子育ての担い手に関わる条件が挙げられている。このことは手当の支給が、とりわけ乳幼児の養育の困難への支援を意図するものであったことを示す。

四番目は、武士のモラルに関わる条件である。後で取り上げるが、吉田屯の場合は、その心がけの悪さが養育料の貸与に至るまでの審議が長引いた大きな原因となっている。これに対し、御賞美金を与えられた御入坊主、石川順斎(12)、斎藤斎取扱組、喜惣治(13)、御賞詞を与えられた斎藤斎扱組小頭(19)の場合には、「兼ねて心懸け宜し」いことが、その理由とされている。育子手

当支給の条件は、単に貧困におかれたわけではなかった。

以上みてきた武士層に対する手当支給（貸与）の条件を、農民層に対する養育料支給の条件と比較したとき、どのようなことが明らかになるだろうか。一関藩の農民層に対する養育料支給がどのようなものであったかは実は明らかではない。しかし、嘉永期の「赤子養育方御用留」によれば、本藩である仙台藩に準じるとされている。そこでここでは仙台藩の農民層に対する養育料支給と比較してみたい¹⁴⁾。仙台藩の赤子養育仕法では「御教諭」（教化）と「御政事」（懐妊婦改め、出生調査取締り、養育料支給）の二つが重視されたが、その特徴の一つは何よりも教化、取締りが重視され、現実的な養育保証の面は貧弱だったことにある。懐妊婦改め、出生調査取締りは厳格であったが、養育料支給はわずかであり、しかも正確に言うなら貸与であった。養育料は金子、粉、衣類など幅を持ったものであったがわずかで、支給対象者も「極々困窮人」に限られ、一括または五年分割返済の利息付貸付形態をとっていた。

支給願は、願主、親類・組合、肝入、赤子制道役の連名で支給が必要かどうか吟味された上で大肝入に提出、大肝入から代官、郡方横目、さらに郡奉行へ出され、ここで初めて認可された。文化4（1807）年の法令では、「極困窮にて養育及び兼ね候者」で「実に養育難行届分に限り」養育料を支給すること、肝入は、その困難の様をよく吟味することが求められている。さらに文化11（1814）年の法令では、それまで赤子養育手当が必要な趣意を長文で出させていたが、以後は「入用か条のみ」「いかにも短文に認め」ることとされ、藩の側は手当が必要な理由として、赤子の両親の病気、乳不足、困窮、家族に病人が多いことをあげている。しかし、農民層が支給願であげているものは法令に示された理由にとどまらない。その理由を整理すると、この時期、東北地方を頻繁に襲った「不作、凶作続き」や「時疫」のほか、①耕地が狭く悪地であること、②耕地に見合う労働力不足、③老人の介護や子どもの養育（子沢山や幼い子どもを抱えている）に手間を取られ、労働力不足、④親類・組合による援助を期待できないことの四点をあげることができる。また支給願には、困窮

に陥るのを食い止め、「家」の存続をはかるための努力、とくに「実体正路」というモラルによる様々の努力があげられる。19世紀前半という時期、「実体正路」という勤勉モラルが、共同体の維持のためにも、農民自身にとっても、重視されるモラルとなっていた。

他方、藩による支給の基準は、ただ単に貧困に置かれていたわけではなかった。極貧で子沢山であっても「実体正路」のモラルを持ち、子育てへの自助努力をしている農民に支給することで、子育てへの自助努力を涵養し、小農家族の脆さを支える共同体のネットワークをも動員しながら、小農家族と共同体を再編する。そこに藩の意図があった。仙台藩の赤子養育の教諭活動に携わった荒井宣昭が天保2年(1831)にまとめた『赤子養草』¹⁵⁾には、「唯面―の心懸けあしく油断より、れん―困窮さしせまり、養育およびかね、御手当願ひ申し上るハ有ましき事」とある。

農民層への養育料支給は生活と子育ての矛盾の打開策としてなされ、支給にあたってはモラルが問題とされていた。その点は武士の場合も同様である。もっとも貧困の理由として農地や労働力が問題となる農民に対し、武士の場合は、高や勤めの問題が、また子育てが共同体の問題でもある農村に比して、武士の場合は「家」のなかの夫婦の問題となっており、子育ての担い手、とくに母の病気や死が大きな問題となっているという違いはあるが。ただ今まで見てきた武士層への手当支給をめぐる事例は、武士層の困窮の実情までをもリアルに浮かび上がらせるものではない。またこれらの書類が藩によって作られたものという史料成立の事情も反映して、手当が必要な理由も藩によって定められた支給の基準をはみ出るものではない。そこで次に、お手当を願い出た本人の口上が残された事例や支給の実際を示す史料群のなかに、武士層の養育の困難や家族の状況、さらに藩の側の育子手当支給の狙いを探ってみることにしよう。

3 育子手当の実際

3.1 吉田屯の場合

今まで見てきたように、育子仕法に関わる史料や手当支給（貸与）の事例からは、手当がどのような基準でなされたのかを知ることができる。しかし手当支給の決定がどのようになされたのか、あるいは手当を願い出た本人が、どのような理由で手当を願い出たのかといったことまでは知ることができない。そこでここでは、手当支給が実際にはどのように行なわれたのか、具体的事例を手がかりに検討してみたい。

最初に取り上げるのは、文化8（1811）年、四男の出生に際し拝借金を願い出た吉田屯の場合である。吉田屯の一件は、文化8年6月7日、吉田が、育子金拝借の願いを出したことから始まる。以後4ヵ月の間、果たして手当支給の基準に合うかどうか厳密な検討がなされることとなる。諸届からは、文化8年3月21日、吉田から着帯届が出され、その際6月臨月であるとの届けがなされたことが明らかとなる。吉田の妻は、すでにこのとき、三人の子どもを持つ経産婦であった。経産婦が胎動を感じる時期は初産婦よりも早く妊娠5ヵ月のころとされる。しかし着帯届で6月臨月と届出ていることからすると、本来なら妊娠5ヵ月に出すべき着帯届を、2ヵ月ほど遅れて妊娠7ヵ月に出した計算になる。四男は、文化8年5月24日に出生、藤五郎と名付けられている。とすると、もしこの出産が正規産であったなら、妊娠5ヵ月に出されるべき着帯届は、実は妊娠8ヵ月という妊娠後期に入ってからようやく出されたことになる。この遅れがどこからくるものなのか、産むことへのためらいからくるものなのか、ここからだけでは判断できない。

吉田は、藤五郎出生の約2ヵ月後の文化8年6月7日に育子手当の願を出している。以後、会席で金3両を貸し下さることが決定された10月20日までの約4ヵ月、支給の基準に合うか否かをめぐって、吉田本人と藩との間で、また藩の役人相互で、さまざまなやり取りがなされることとなる。これらの経緯は、

吉田屯四男出生拝借金一件と題する史料群のなかに記されている。まずこれらの史料を時系列的に整理し、手当貸与の決定に至るまでのプロセスを追うことからはじめよう。そこからは、支給を願う側と支給する側のどのようなやりとりが浮き彫りになるだろうか。

吉田は「口上」のなかで、「四人御扶持方御切米金拾五切」の高であること、四男の出生に対し「育子金拝借」をお願いしたく、その返済は、「御扶持御切米金を以、連年御取立」によりたいと述べたうえで「育子金拝借」を願い出た理由について、次のように申し立てている。

私儀、此間御届申上候通、此度四男出生仕候処、兼而御見聞被成下候通、頂戴仕候得共、極貧窮者ニ御座候得共、嫡女者縁付候得共、当時子供三人罷成、兼而難渋之上ニ而御座候得者、養育方行届兼当惑至極仕候間、何卒御憐愍之御吟味を以、被仰付候様被成下度奉願候

吉田が拝借金を願い出た理由としてあげるのは、①極貧者であること、②嫡女は縁付いたが子どもが三人いること、③かねてから難渋しており、養育が出来ず当惑していることの三点であり、手当支給の基準に合わせた申し立てがなされていることがわかる。

さらに6月17日には、藩の求めに応じ借財の申し立て一覧とともに、御仁恵の願を出している。吉田の借財は、「御貸付金」23切、「古御恵金」12切、「御手元御用金」12切、「稽古料金」1切、「無尽金」2切、そして大内喜内殿から1ヵ月以前から借り受けた分、10切などである。吉田は、これらの借財を抱えた自らの暮らしぶりを、次のように申し立てている。

右之通諸御用金并無尽他借財等御座候処、御給分月ニ四斗八升頂戴仕候得共、御手元御用并無尽米前書之通引方御座候得者、無足同様ニ而罷在、手細工賃仕り等仕、渴々相続罷在申候得共、此度出生ニ付而ハ、賃仕事等可

仕様も無御座、右ニ付而者当座借等御座候得ハ弥ケ上難渋罷在申候故、御仁恵を以赤子養生仕度、口上書ヲ以奉願候儀ニ御座候間、何分御憐愍御吟味ヲ以、拝借被仰付候様仕度、猶又借財等之義申上候様被仰含候ニ付、如此申上候、以上、

吉田は、藩から月に4斗8升を頂戴しているが、借財を返却すると「無足」(収入がない状態)同様であり、「手細工賃」などをして何とか相続してきた。しかし、このたび子どもが生まれたため、「賃仕事等可仕様も無御座」、「御仁恵」によって赤子を養育したいので、「拝借」をお願いしたいと申し立てている。「賃仕事等可仕様も無御座」とは、どのような意味なのか。子どもが生まれたからといって、もうこれ以上の賃仕事はできないという意味なのか、それとも、子どもが生まれたので子どもに手を取られ賃仕事ができないという意味なのか。この文面だけから判断するのは難しい。しかし、育子金拝借を願ひ出するための口上であることを考えるなら、これ以上の賃仕事ができないほど自力で努力していることを強調する意図、あるいは子どもの出生に伴う負担を賃仕事で切り抜けることの困難を訴える意図が込められているといえよう。

藩からの吉田の借財は、「御貸付金」「御恵金」「御手元御用金」の三種類に上る。ここからは、武士層の困窮に対し少なくとも三種類の資金が藩の側にはあり、武士の困窮への対応策が講じられていたことがわかる。しかも「御恵金」は、「暮々御利分壹切七分八厘八毛ツ、上納罷在申候」とあるように利子付きであり、武士層に様々な名目で貸付けることは藩にとっての利益でもあった。

吉田の拝借金願に対し、翌月の7月6日、育子係り下役による吟味の結果が出される。それは、吉田はかねて困窮者ではあるが、数年来休役を仰せ付けられた者で「御奉公之為ニ困窮等仕候訳」でもなく、「畢竟子供多故困窮」したように見えること、さらに「格別之小進」というわけでもないので、「一通之難渋之御見据を以、不被貸下候ハ、相成間敷奉存候」というものであった。

さらに翌7月7日には、下役の吟味をふまえたうえで、係り御番頭、係り御

目付による吟味がなされている。下役の吟味によれば、吉田は「年来休役」を仰せ付けられ、そのうえ「左程小給」でもなく、他と比べて「無余義難渋之筋」にも見えないうえ、兼ねて心がけが悪い（兼而其身不心懸之場も可有之）。難渋にも理由がある（難渋ニも甚次第有之義）。吉田は自力を尽くしていない（自力を不相尽不叶義ニ奉存候）ため、「御恵」を下さるのは難しい。しかし下役の申し出にある通り、さしあたり大変難渋していることには相違なく（指当り大難渋之義ハ無相違相聞得候得者）、かねての心がけの善し悪しだけを問題にしたのでは御仁恵の趣意にかなわない場合（不相叶場）も出てくる。ついてはさしあたり「極難渋」なので、御憐愍もなくてはいかなものかとの判断のもとに、一通りの難渋とみなして貸与する。吟味の結果は、このようなものであった。注目すべきは次の一文である。

無左候而ハ、無余義難渋之者へ相当も仕間敷、且ハ兼而心懸之善否御示ニも可相成哉ニ奉存候条

吉田の一件は、御仁恵の趣意は難渋の者を救うことにあるが、のみならず日頃の心がけの善し悪しが問題とされることを示す良い例になるとみなされたのであった。

しかし、その16日後の7月23日には、御貸付方 世話役主立から、吉田の一件については、育子料の貸与は難しいので、別のお恵みで出すべきとの吟味がなされる。その理由は、相続が困難との理由だけでは吉田への貸与は難しく、かねての心がけの悪さや無勤の理由も吟味した（兼日之不心懸ケ且者無勤等之訳迄も御吟味御座候得共）こと、育子之儀は、格別の法（育子之儀ハ品格別之義）であり、養育に困っているからといって心得違いの者にも出すのは教化の趣旨に合わないという点にあった。ここからは、藩の武士層へのお恵みのなかでも育子手当の支給にあたっては武士のモラルが問題とされ、教諭的意味が与えられたことが明らかとなる。

以上のような藩の側の吟味に対し、8月7日には、吉田から再び願いが出される。それは出生拝借金の貸与が難しいなら御用金のうちから30切を利子付きで拝借したいというものであった。吉田は再度願いを出す理由について「口上」のなかで次のように述べている。

無勤并三拾石以上故難被貸下段、兼而御仁恵之御沙汰之趣者、在勤・無勤進退之高下ニ不寄、貧窮者養育も仕兼候故、子共三人より願次第被貸下候義与相心得奉願候処、前文之通難被貸下旨奉畏候、然処先口上書并覚書ヲ以奉願候通、極貧者ニ而取続養育可仕様無御座候間、何卒諸御用金之内ヲ以、金三拾切利付ヲ以、拝借被仰付候様被成下度

吉田は、育子仕法の趣旨は、「在勤・無勤進退之高」にかかわらず、貧窮者で養育が困難な者に、子ども三人から願い出により貸与されると「心得」願い出たが、「無勤并三拾石以上」のため貸与は難しいとのことについては、承知したとまず述べる。その上で、先の口上書の通り極貧者で養育困難なので、「諸御用金」から金30切を利息付で貸与してくれるよう再び願を出すと述べている。注目すべきことは、吉田がこの口上のなかで、藩の側が問題にした心がけの善し悪しには一切ふれず、育子仕法の趣旨を盾にとって再び願い出ている点である。そこには、何としても藩からの貸与を受けたいという吉田の意思が透けて見えて興味深い。吉田は「野田助右衛門・中井清之助取立五拾切無尽」に加入していること、翌年の暮れで「満会」となり、50切のうち40切が自分の手取りとなる見通しなので、当選しだい上納するとしている。ここからは、武士仲間のなかで無尽が行なわれていたことがわかる。

しかしおそらく吉田の願い出は受け入れられなかったのだろう。その約1ヶ月後の9月11日には、再び吉田から御用金のなかから金5両を利子付きで拝借したいとの願が出されている。8月7日の願い出で吉田は、「金30切利付」を申し出ていた。金30切は、両換算にすると7両5分となるから、二度目の願い

出では、さらに2両5分下げて5両の拝借を願い出たことになる。その5日後の9月16日には、御小姓頭から吉田の出生養育拝借金願は吟味の結果返却されたため金額も減額して願い出たこと、養育の手段も尽きており、何とぞ、「御憐愍之御吟味」によって、願の通りに貸与してくださるようにとの願が出されている。御小姓頭は吉田の直接の頭であった。『関藩列臣録』¹⁶⁾には、吉田は、文政5(1822)年5月、故あって大小性隊(小姓)を外されたとある。

10月には、係り御番頭、係り御目付から、吉田の場合は「無勤」でしかも「30石以上」のため、「一通りの難渋」とみなすわけにもいかないが、極貧窮であり、寒さが募るなかで生育も行き届きかねる様子(寒風ニ茂向イ生育茂行届兼候由)なので、御貸金を貸与して下さるようとの意見が出されている。この吟味の際にも、係り御番頭、係り御目付は、特に無勤の場合は子どもの生育をもっぱらに心がけ、御恵などを願う筋ではない(育子方ニ付而者、進退高も御座候儀、殊ニ無勤之儀方生育之義ハ専ニ心懸、御恵等可奉願筋無御座義ニ奉存候)と述べている。その結果、吉田が願い出た5両をさらに2両減額した3両を貸与すること、取立てについては無尽金が当選次第取り立てるとの会席での決定をもって決着する。

以上長々とみてきたが、吉田屯の願い出から決定に至る4ヵ月のプロセスからは次のことが明らかとなる。一つは、藩の側には武士層の困窮を救うための、それぞれ性格の異なる資金があったが、なかでも育子金の拝借に当たっては、禄高や勤務の状態、心がけというモラルが重視されていたことである。勤めの状態や心がけなどの武士としてのモラルの問題が育子金の貸与に当たって重視されたこと、言い換えれば、武士としての藩への忠誠の度合いが、育子金を拝借できるかどうかという「生活」上の利害に直接関係するような状況に置かれていたことは重要である。しかも、いったんは返却された御用金からの貸与の願を再び吉田が出すに当たって重要な役割を果たしたのは御小姓頭である。育子金や御用金貸与の願い出にあたって、近隣の者、特に直接の支配にあたる人々による難渋か否かの吟味が重要な役割を果たしていたことは、大きな意味

を持つ。それは直接の頭や近隣の人々が、日常生活の細部にわたって監視することを正当化する意味をも持っていたのではないだろうか。

二つには、貸与が決定するまでのプロセスにおいては、育子仕法の規定や趣旨が引き合いに出され、それらを確認する形で吟味がなされている点である。とくに吉田の一件で注目すべき点は、育子金の貸与に際し、難渋に陥った理由、あるいは赤子生育のために自助努力をしているか否かの吟味がなされていることである。育子金の貸与には、難渋を救うことによって藩の側の権威を示すと同時に、武士層のモラル、とくに勤めに励み貧困や難渋に陥らないよう、また赤子の生育に自力を尽くすよう涵養する教諭的意味合いが持たされたといえよう。他方、育子金の拝借を願う武士の側は、育子仕法の規定を盾に取り基準にあわせた願いを出し、受け入れられないとなると、別な資金の貸与を願い出、また藩の側の対応を見ながら貸与の額を変更するなど、何とか藩からの貸与を得るべく、様々な駆け引きをおこなっている。

ここでは吉田屯の事例を取り上げたが、同じく貧困とはいっても、育子手当を必要とした人々の貧困の程度や、赤子の養育が困難な状態に陥った原因は多様であったと思われる。育子手当を必要とする人々が一枚岩でないとするなら、藩の側の対応も、それに応じて異なっていたのではないだろうか。そのことについて、さらに考えてみたい。

3.2 育子手当の目的

次に取り上げるのは、四倉茂右衛門、佐藤専蔵の場合である。四倉茂右衛門は4人扶持切米金1両1歩（高23石）、佐藤専蔵は4人扶持切米金2両（高26石）、いずれも、4人扶持という、一閩藩の藩士としては最も多い階層である。四倉茂右衛門は文化9（1812）年1月29日に着帯届を出し、4月が臨月である旨を届け出ている。3月3日に四男が出生、両右衛門と名づけられる。出生時期からすると着帯届は、妊娠5ヵ月ではなく、妊娠8ヵ月に出された計算になる。妊娠後期になって着帯届が出されている点は、吉田屯の四男の場合と同様

である。手当支給の願は、4月8日、本人からではなく、本メ中から出されている。佐藤専蔵の場合は、文化9（1812）年2月6日に着帯届を出し5月臨月と届け出、4月14日に三男が出生、専助と名づけている。佐藤専蔵の場合も、着帯届は、やはり妊娠8ヵ月目に出された計算になる。しかし茂右衛門にはお手当が支給されることとなったが、専蔵の場合は却下されている。その理由は、どこにあったのだろうか。

四ツ倉茂右衛門については、5月に係り御番頭、御目付から、手当をくださるよう申し出がなされている。申し出によれば、その理由は、①大変小給であること（至極之小進）、②家内の人数が多いこと（家内人数多）、③茂右衛門、俵の吉右衛門ともども勤めが忙しく（繁多ニ相勤居）赤子の生育が行き届かないことの三点である。さらに、茂右衛門同様の進退高である米谷忠治の妻が出産した際、「中之難渋」とみなし手当を支給された前例に照らし茂右衛門にも手当を下さるようとの申し出がなされている。さらに6月27日には世話役から、茂右衛門は、かねて「育子御信合金」を拝借しているが、取立てに差し支えが出るような者ではないとの申し立てがなされている。その1ヵ月後の7月28日の会席では、米谷忠治同様の手当を下さるようとの申し出がなされている。しかし、忠治は「部屋住」みで四女が出生したので、親の源左衛門に手当を下されたこと、しかし茂右衛門の二男は、すでに「別進退」であり、「忠治同様」の「吟味」はできないので、「一通り之御手当」を下さるとの決定がなされている。

他方、佐藤専蔵については、4月に育子係り下役による吟味がなされている。専蔵の場合は「勤番留守中」で「小進」でもあり妻一人では養育が行き届きかねるため、育子手当を下さるよう本メ中からの申し出がなされている。しかし吟味の結果は、「小進」ではあるが「相続向宜」く、第三子が出生しても手当を下さる必要はないように見えるというものであった。さらに5月には、係御番頭、係り御目付による吟味がなされている。その結果は、専蔵は大内権左衛門と同じ26石であるが、権左衛門は「至極之難渋」で「父子勤」めのうえ「極

老之母」もあり「誠ニ窮迫」に見えるのに対し、専蔵は「勤番留守」ではあるものの家内人数が多いわけでもなく、相続向きも相応に見えるので、権左衛門同様とは申上げかねるというものであった。7月には、専蔵への手当支給は却下されている。その理由の一つは、専蔵への手当支給が先々のお手当の先例になってしまったのでは困る（尤先々ノ御手当共江も引合申間敷候間）というものであった。係御番頭、本メ、係り御目付は、「小身」（小進）との理由で専蔵に手当を下されたならば、専蔵よりも「小身」で、専蔵よりも「格別難渋」で子どもも多い四倉茂右衛門へは「一倍之御手当」を下されなければならなくなってしまう、それが先例となつては困ると述べている。二つ目の理由は、専蔵は、「何レも之見聞ニも格別之繰合之様」に見えるという点にあった。

四倉茂右衛門、佐藤専蔵の事例では、手当支給の願い出は本人からではなく、本メ中からなされている。また手当の支給に差が出ないように、高や勤めの状態、家族の人数や構成員、相続の状態、周囲の者たちの見聞による困窮の程度の判断、前例などを加味した上で、手当を支給するか否かが決定されている。25件の事例をみると、育子のための救済のあり方は、御賞美金や手当支給、また「育子拝借金」、「育子御信合金」、「御用金」の貸与まで様々である。しかも、貸与についても3年符の場合、2年符の場合があり、利子についても無利子の場合、利子付きの場合がある。また願い出の方法についても、本人が出す場合と係りの役人が出す場合と両方の場合があり、願い出が出されてから支給されるまでの日数もまちまちであった。吉田屯のように4ヵ月かかった場合もあるし、出生後20日ほどで決まった横田幸右衛門のような場合（11）もある。

育子手当の支給や貸与のあり方が様々であった理由は、育子仕法の趣旨に求めることができよう。単に子どもの出生に伴う困窮を救うだけでなく、困窮に陥った原因、言い換えれば、勤めや相続への努力、あるいは困窮の程度までも問題にすると、武士層の困窮の様相は一枚岩では捉えられない構造を持っていた。困窮に陥った原因のなかでも特に重視されたのは、勤めが繁多か逆に無勤か休み役かといった勤めの状況と、相続のための自助努力をしているかど

うかであった。この点をも重視するなら、藩の側の対応もまた一律ではあり得ない。その結果が、育子手当の多様性をもたらしたといえる。特に難渋の程度について直接の頭による吟味が重視されたことは、支配にあたる者が日常生活の細部を監視することを正当化する意味を持ったと考えられる。その意味で、育子手当は、武士層の生活の管理とモラルの教化という意味を持っていた。藩の制度改革がなされたまさにその時期に育子仕法の制度的強化がなされたことは、そのことを象徴的に示す。では、育子手当は武士層の出産や子育てにどのような影響を与えたか、そのことが次に明らかにされねばならない。

4 武士層の出産と育子手当

4.1 育子手当がもたらしたもの

25件の事例のなかには、育子金を拝借、あるいは御用金を貸与されたあとに、さらに子どもを設けた例がある。たとえば吉田屯の場合(1)は、文化8年に四男に御貸金が貸与された6年後の文化14年4月8日に五男が出生している。また文化9年3月17日、三女出生に対し手当を支給された野村織右衛門倅、勘太夫の場合(4)(18)は、4年後の文化13年12月18日に8歳以下男女三人を生育しているというので御貸金を貸与され、さらにその2年後の文化15年1月6日には六男が出生している。文化13年2月24日に五男が出生し金2歩を与えられた小泉唯安の場合(21)は、四男出生の際にも御貸金を貸与されている。文化13年11月28日、子ども四人の生育に対し、御貸金を貸与された及川恒右衛門の場合(22)は、1年後の文化14年10月26日に妊娠届を出し、2月臨月予定と届け出ている。また文化13(1816)年12月23日に、男女三人の生育に対し、三子出生養育金を支給された三木重治郎の場合(23)は、3年後の文政2年(1819)1月20日に妊娠届を出し、4、5月臨月予定であることを届出たが、文政2年2月21日に妊娠6ヵ月で女子を死胎出生している。

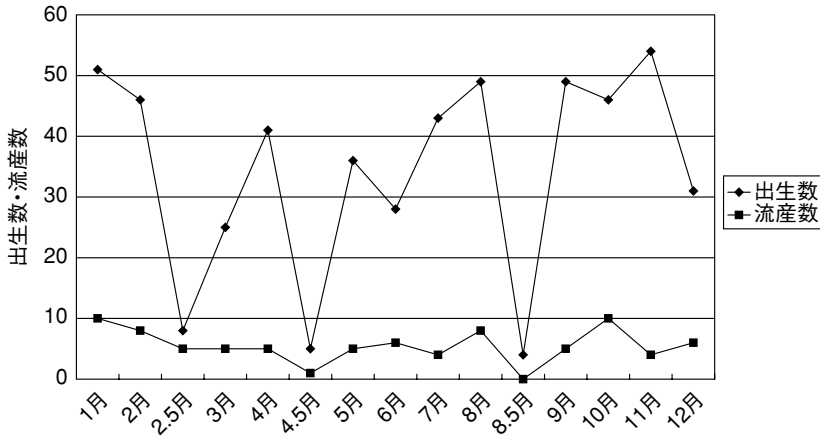
出生に際しての手当支給(貸与)はかなり厳密であり、赤子の出生によって

困窮した者、手当を必要とする者を厳密に吟味した上でなされた。そのことは、手当を切実に求める者に支給や貸与がなされたことを意味する。とするなら、その経済的効果は大だったのではないだろうか。それだけではない。手当の支給や貸与は、子どもを持つ意思をも涵養したのではないかと思われる。貸与された後に四女や五男、あるいは六男が出生している吉田屯、野村勘太夫、小泉唯安などの子沢山な家族の事例はそのことをうかがわせる。

また、育子金が一度に貸与されたわけではなく、2年から3年に分けて貸与されたことは、貸与の意図が、一時的な救済というよりは子どもの生育の支援にあったことを示す。男女4人を生育している上、妻が病死したため乳がなく難渋している山口主悦(17)の場合は、三女の出生に対し文化13年12月18日、金2両3歩が3ヵ年の割合で貸与され、4年目から無利10年賦で取り立てることとされた。7月24日に出生した三女は、このとき生後5ヵ月。山口主悦の事例のように、貸与の場合は、その大半が、貸与後4年目から返済することとされたが、それは、子どもが三歳になるまでが、養育の上で、困難な時期と捉えられていたためだろう。

しかし、さらにつぶさに見ていくと、育子手当によって出産や養育への意思が涵養されたというだけでは捉えきれない事実が浮かび上がってくる。たとえば出生間隔をみると、吉田屯の場合は五男と六男の出生間隔が6年、山口主悦(12)の場合は、次女と三女の出生間隔が6年と不自然に長い。また小泉唯安の場合は、妊娠届を出してわずか22日後に五男が出生、三木重治郎の場合(23)も、妊娠届を出してわずか1ヵ月後に妊娠6ヵ月で女子を死胎出生。妊娠届を出してわずか1ヵ月後の死胎出生である。このとき、育子金を貸与された子どもは三歳になっている。子どもの手がようやく離れた段階での妊娠、そして死胎出生であった。原田序助の場合(25)は、文化13年9月27日に5ヵ月の妊娠届を出してわずか1ヵ月後に七男が出生している。原田序助の五男は文化8年9月3日に出生、鶴四郎と名付けられているが、六男の記録はなく、五男と七男の出生間隔は7年。これら不自然に長い出生間隔や出産の間際になってよう

図1 月別出生数と流産数（文化8年2月～文政13年8月〔1811-1830〕）



やく妊娠届が出される、あるいは妊娠届が出されてほどなくして死胎出生するという状況は、これらが望まない妊娠の結果の出生や死胎であることをうかがわせる。育子手当の支給や貸与は一般的な救済というよりは、望まない妊娠、出産によって困窮した家族の養育を支援する意味、つまり墮胎・間引き防止の意味合いを濃厚に持っていたと言えよう。

武士層の間で何らかの出生コントロールがなされていた痕跡は、文化8年閏2月から文政13年8月までの出生数、流産数からもうかがえる。図1がそれである。

閏月が谷になるのは当然だが、そのことを除いても、3月、6月、12月には出生数の減少が、また1月、8月、10月には流産数の上昇が見られる。なぜ12月には出生数が減少するのか。文化13年の育子手当の貸与や支給は12月に集中している。これは12月が借金の返済時期でもあり、生活の困窮の度合いが増す時期であることと関係していると思われる。出生数、流産数の不自然な季節変動も武士層の生活の困難と関連しているのだろうか。いずれにしても、出生数、流産数の変動は、何らかの出生コントロールがなされたことを物語る。

さて、育子手当の支給（貸与）は、家中人口にどのような影響をもたらしたのだろう。先行研究によれば、領民人口は図2に示すように、天保飢饉があっ

図2 領民人口

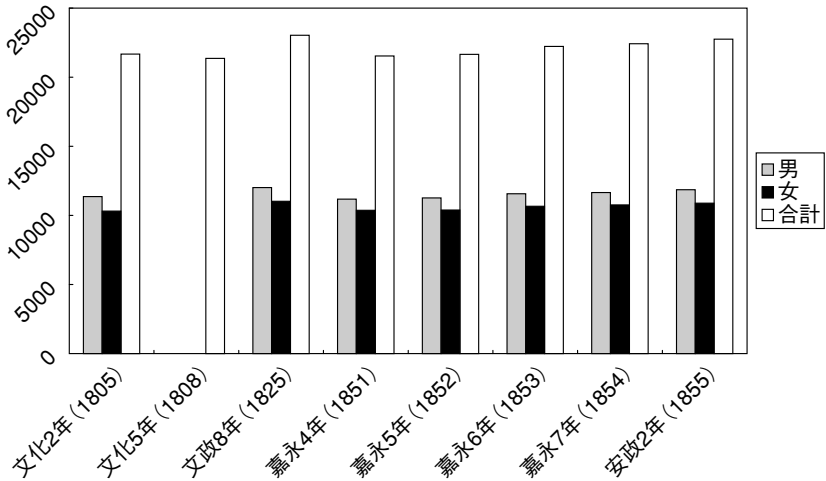
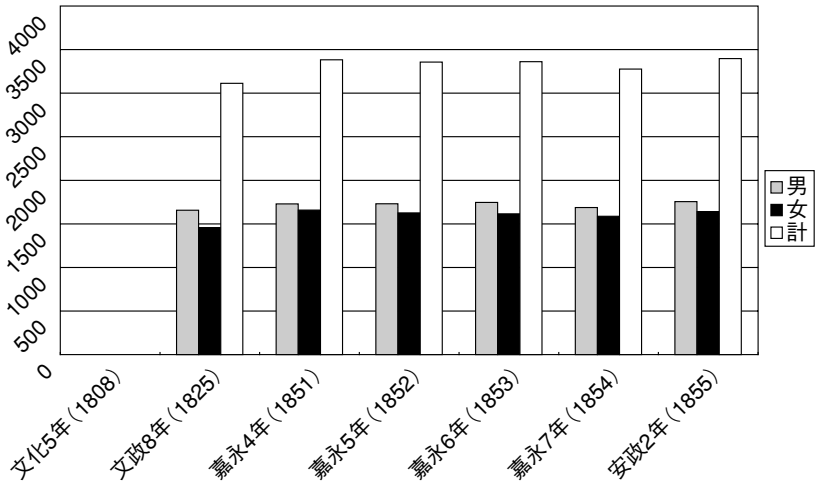


図3 家中人口



出典：大島〔2003〕をもとに作成

た天保年間（1830～1843）を含む文政8（1825）年から嘉永4（1851）年の間に、1491人減少している。これに対し、家中人口は図3に示すように、逆に275人増加し、数値の上からは家中人口には天保飢饉の影響は認められない¹⁷⁾。

しかしそれが農民層よりも武士層に育子仕法の効果が顕著であったことを示すものとみてよいのかどうかは、これからの検討課題である。

4.2 育子手当の意味

嘉永期には、文化期の育子仕法の取り組みの見直しと、育子仕法の制度的整備が試みられた。その際に、重要な役割を果たしたのが藩の医学校、慎濟館に関わる医者たちである。嘉永5（1852）年から6（1853）年の「赤子養育方御用留」には、文化期の育子手当の支給や貸与をめぐる藩医たちの議論と藩への提言が記されている¹⁸⁾。嘉永5年閏2月の建言では、慎濟館講師大内竜安は文化期の手当支給は、その効果があまりなかったとの認識を示す。竜安は手当を「妄に」与え、理由なく手当を与える数を増すと、我が子を育てるには「我が物」を用いず、領主を頼んで「育てもらひ候もの」という間違いを愚民に教えることになるかと指摘する。「育子手当てと名の付品々」は軽々しく遣わすべきではなく、子どもを数人育て上げ家内人数が多くなっても大人数を養うものを「聡と」見届け、「殊により速に」手当をつかわすべきだと述べている。

では「文化の頃は手当も格別念入」れたにもかかわらず、いまだに、その効果がなく墮胎・間引きの「弊害」がやまないのはなぜか。竜安の認識は次のようなものであった。

然るに是迄の所は救の手当のみ予申世話は随分有之候て 愛の理は屹度
立候へ共其頃威の立候所一向無之 夫故手当をもらひ育て候者は実に忝^{かたじけな}
く感佩致候哉に候得共 左も無之者迄悪風の非を誠心より心得恐懼致候者
は無之

手当支給は手当をもらった者への効果はあったが、そうでない者に墮胎・間引きの非を心から得心させ「悪風」を防止する効果はなかったというのである。竜安は、「非道の所業」に対し、政事には「威愛」の二つが必要であるにもかかわらず、文化期には、仁愛はあっても、威がなかったと述べる。手当を受けるのは当たり前とし自分一時の利得とし、もし手当がなければ不慈のように思ってしまったのでは、威愛の「威」が立たない。そのため手当については入念に吟味し、文化以来の定め通りにおこなうべきだというのが竜安の主張であった。竜安の提言は育子仕法に取り入れられ、嘉永期には、手当の支給には、より墮胎・間引きの悪風防止と言う教論的意味がもたされることとなった。手当の申し立ては、本人からではなく係り役人からなされるべきこと、また係り役人は「育子手当と名の付候品は 軽々敷は遣申間敷」ことを教諭すべきとされたのである。

竜安の提言に示されるように、嘉永期の藩医たちの議論では、手当の支給を効果あるものにするためには、単に手当支給を増やすのではなくむしろ支給基準を厳密にして教論的意味を持たせることでその効果を高めるべきことが議論されている。では、藩医たちは、武士層の養育をめぐる困難と、それに対する手当支給についてどのように考えていたのだろうか。

竜安は、頻繁な出産が続けば「婦人は女職」をすることができず、夫は「勤仕に事欠」き、内職もできないときは「不仁」とは知りながら「戻」すことが「眼前」にあると述べている。「眼前に候」との文言は、竜安の周辺で墮胎・間引きがなされていたというだけでなく、流産や死胎に際し、赤子の死胎を検分し容態書を作成した医者が、現実に関心した事実をも想起させる。竜安は、たとえ武士層であっても子どもが多い上に主人が死去し「女の手一にて」育てなければならぬ場合、または老衰の両親があり「孝養慈育両ながら」行き届き兼ねる者へは、「係り役人中」から申し立て、「多少御手当」を下さるよう提言している。「孝養」と「慈育」、この二つの兼ね合いが難しい者に養育料を出すという文面に注意する必要がある。武士のモラルである主君への忠義は、親への

孝行を前提とするものであった¹⁹⁾。しかし貧困な武士層の場合には、「家」の相続のために「孝養」と「慈育」が矛盾する局面が出てくる。育子手当には、武士層が現実と直面する矛盾を解消することによるモラルの涵養が期待されたのであった。

同じく閏2月27日、慎濟館学頭添役、田野崎三徹は、凡下、扶持人は、江戸、仙台そのほか、間断なく「繁務」のため家内手不足、あるいは病身者がいて、子どもが多い場合は困窮してしまうので、吟味の上、手当を下さるよう提言している。また慎慎館助教、菊池良仙は、家中、扶持人で記録があるものは、不慈の行いをしないことは勿論だが、家内が多く「微禄」の者で父母も年老いたとか、養育が行き届かないとか、または不時臨時の災禍、物入りが続く者へは多少の手当を下さるよう提言している。

これらの建言は、いずれも藩の仕法に反映された。このことは武士層とりわけ下層の武士層では、「戻」すような「不仁」の行いがなされていたことを物語る。そのため貸与ではなく「多少御手当」を「成下」すことが提言され、しかも手当支給は本人ではなく係り役人から、支給の基準に厳密に照らして申し立てることとされている。手当を与える者の数を減らし貸与ではなく支給とし、しかもそこに、武士としてのモラルの涵養という教諭的意味を込めることによって、墮胎・間引きの弊風の除去をはかるというのが、嘉永期の育子手当支給のめざすところであった。嘉永期の特徴は、育子仕法の整備に当たって藩の医学校の医師たちが大きな権限を發揮した点にある。そのことは、生命の管理という問題が藩の政治の重要な局面となりつつあったことを示すのだろうか。

おわりに

近世末に取り組みられた一閩藩の育子仕法は、明治初年の政策にも引き継がれることとなる。明治3（1870）年、仙台、一閩の二藩を含む、登米、胆沢、江刺、盛岡の四県所管会議の際に制定された「育子法」では、取り締まりだけで

は風俗にまでなった「子を殺し或は墮胎する」状況は防げないとして「知事以下官員」から「育子金」を集め、「育子」のために「生子」があれば育子金を与えることが定められた。廃藩置県を経て近代国家に向けての体制が作られていく明治5年以降になると、各県レベルの育児規則による墮胎・間引き取り締まりや育児救済も登場してくる²⁰⁾が、そうしたなか、明治3年の段階でいち早く「育子法」を制定したのが、旧一閥藩を含む地域であった。しかも、「育子金」には、「子を殺し或は墮胎する」状況を防ぐ意味が与えられていた。

近代の生殖をめぐる国家政策について検討した石崎昇子は、「近世の赤子養育仕法にあたる政策は、明治期についにあらわれなかった」と指摘する²¹⁾。近世後期、農民人口の減少に悩む幕藩体制下の藩が墮胎・間引き禁止と赤子養育料支給による人口増加策をとったと同様に、明治政府もまた軍国主義強化の過程で墮胎罪を重罰化し、生殖管理を強化したとする議論は誤りだというのである。石崎によれば、明治期の生殖をめぐる政策は、天皇制統一国家としての倫理の形成と西洋文明の受容による衛生思想の普及、衛生による母子生命の増強に発するものであり、国家としての人口増加政策をとるのは1930年代に入ってからにすぎないという。

しかし、今までの考察からも明らかなように、近世には赤子養育料支給がおこなわれ、近代には引き継がれなかったという側面で見ただけでは不十分といえよう。一閥藩の武士層への手当支給の諸相だけを取ってみても、それは単なる救貧や養育支援ということだけでは捉えきれない、武士層の生活管理とモラルの涵養という側面を持っていた。しかも実質的な養育支援とモラルの涵養とは複雑な関係にあった。というのも、武士の側からすれば自らのモラルが育子手当の支給（貸与）という生活上の利害に直結する状況におかれ、他方、藩の側からすると、手当が武士たちの日々の暮らしにとって実質的意味がなければ「養育」と勤めに努力するというモラルの涵養は図れず、しかも限られた藩財政のなかで「多少御手当」によってモラルの内面化を実現せねばならなかったからである。武士のなかには、吉田屯のように、自らのモラルの悪さは不問に

付し、進退高に関わらず貧窮で養育困難な者に貸与するという育子手当の名目を盾に取り、貸与を願ひ出る者もいた。そこには育子手当を通してモラルの内面化をはかる藩の意図と当事者である武士の側のズレや葛藤が浮かび上がる。育子手当支給（貸与）を願う武士層、武士たちの日常を監視し育子手当を願ひ出る役割を担う役人層、そして藩の三つのレベルで、また育子手当の実際の効果とモラルの内面化の二つの位相を分節化しつつ、さらに育子手当の持った意味を考える必要がある。

〔付記〕

本稿作成に当たっては、一関市立博物館の大島晃一氏、相馬美貴子氏から貴重なご教示を、また社会開発人口モデル研究会（2005年9月24日）、岡山地方史研究会（2005年10月15日）での報告に対し、参加者の方々から貴重なご意見をいただいた。記して感謝したい。

注

- 1) 高橋梵仙『墮胎・間引きの研究』中央社会事業協会社会事業研究所、1936年（非売品）、復刻版が、1981年に第一書房から発刊
- 2) 赤川学『子どもが減って何が悪いか』ちくま新書、第5章「少子化の何が問題なのか」134～135頁
- 3) 斎藤修「家族の再生産とセーフティネット」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、2002年
- 4) 墮胎・間引きをめぐる研究動向については沢山美果子「妊娠・出産・子育て－歴史人口学と社会史の対話」木下太志・浜野潔編『歴史の中の人口と家族』晃洋書房、2003年所収を参照されたい。
- 5) 高橋美由紀「近世の『人口施策』－二本松藩赤子養育仕法の検討－」『人口学研究』23, 1998年、41～53頁
高橋美由紀『在郷町の歴史人口学－近世における地域と地方都市の発展』、第4章「出生」ミネルヴァ書房、2005年
- 6) 太田素子「南山御蔵入領における養育料支給と村落経営－子育てをめぐる家と共同体－」『共栄学園短期大学研究紀要』第16号、2000年
- 7) 大島晃一「幕末期における陸奥国一関藩の家中和城下」『一関市博物館研究報告』第6号、2003年
- 8) 一関市史編纂委員会編『一関市史第3巻 各説Ⅱ』1978年、一関市、1978年、586頁

- 9) 同前、586～638頁
- 10) 一関市編纂史委員会編『一関市史第1巻 通史』一関市、1978年、694頁
- 11) 同前、706頁
- 12) 注7) 27頁
- 13) 太田素子編『近世日本マビキ慣行史料集成』刀水書房、1997年、233頁
- 14) 沢山美果子『出産と身体の近世』勁草書房、1998年、102～106頁
- 15) 荒井宣昭『赤子養草』、高橋梵仙『日本人口史之研究第二』所収、日本学術振興会、1955年、841～859頁
- 16) 関元龍『八巻本 関藩列臣録』第三巻、耕風社、1995年、179頁
- 17) 注7) 36頁
- 18) 藩の医学校の医者たちの議論については、注8) 601～613頁
- 19) 谷口眞子『近世社会と法規範－名譽・身分・実力行使－』所収「Ⅱ法と忠孝道德」吉川弘文館、2005年など
- 20) 吉田久一「明治維新における貧困の変質」日本社会事業大学救貧制度研究会編『日本の救貧制度』勁草書房、1960年
- 21) 石崎昇子「明治期の生殖をめぐる国家政策」『歴史評論』600号、2000年

参考文献

- 赤川学『子どもが減って何が悪いかな』ちくま新書、2004年
- 石崎昇子「明治期の生殖をめぐる国家政策」『歴史評論』600号、2000年
- 一関市史編纂委員会編『一関市史第2巻 各説1』一関市、1978年
- 同『一関市史第1巻 通史』一関市、1978年
- 同『一関市史第3巻 各説Ⅱ』一関市、1978年
- 大島晃一「幕末期における陸奥国一関藩の家中と城下」『一関市博物館研究報告』第6号、2003年
- 太田素子「南山御蔵入領における養育料支給と村落経営－子育てをめぐる家と共同体－」『共栄学園短期大学研究紀要』第16号、2000年
- 太田素子編『近世日本マビキ慣行史料集成』刀水書房、1997年
- 木下太志・浜野潔編『歴史の中の人口と家族』晃洋書房、2003年
- 斎藤修「家族の再生産とセーフティネット」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、2002年
- 沢山美果子『出産と身体の近世』勁草書房、1998年
- 同『性と生殖の近世』勁草書房、2005年
- 関元龍『八巻本 関藩列臣録』、耕風社、1995年
- 高橋梵仙『墮胎・間引きの研究』中央社会事業協会社会事業研究所、1936年（非売品）
→復刻版、第一書房、1981年
- 同『日本人口史之研究第二』、日本学術振興会、1955年

- 高橋美由紀「近世の『人口施策』－二本松藩赤子養育仕法の検討－」『人口学研究』23、1998年
- 同『在郷町の歴史人口学－近世における地域と地方都市の発展』ミネルヴァ書房、2005年
- 日本社会事業大学救貧制度研究会編『日本の救貧制度』勁草書房、1960年
- 八巻一雄『磐井地方の近世文化』北上書房、1969年

表1 手当支給一覧

通番	年	月	日	氏名	支給対象	支給額	支給理由	備考(史料番号)	史料番号
1	文化8	8	7	吉田屯(御切米金15切) 4人扶持切米金3両3歩	四男	御貸金、三両	極小進因窮者。嫡女は縁付いたが、子ども三人。かねて難澁、養育行き届きかねる。	文化8年3月21日着帯届、6月臨月(出生済)(2718)、文化8年5月24日四男出生、藤五郎と名付(2720)、文化14年4月8日五男出生	82~94
2	未詳	4	18	及川弟七、5人扶持切米金1両、26石5斗	三女		小進、かねて「質素儉約」、しかし近年家作の貯えなし。		58、59
3	文化9	10		斎藤和右衛門	三女	当年1両、来年三分、当暮より10年符の取立て	小進(小給)	文化9年8月23日、三女出生(2720)	73~77
4	文化9	3	17	野村織右衛門倅、野村勘太夫、5人扶持切米金2両、高30石5斗	嫡孫四男		本来は嫡孫には手当支給せず。しかし小進、小給、家内人数多	文化9年1月4日勘太夫着帯届、4月臨月(出生済)(2718)、文化9年2月15日織右衛門倅、勘太夫嫡孫之四男、永次郎と名付(2720)、文化15年1月6日、野村勘太夫六男出生	81 431
5	文化9	4		四ツ倉茂右衛門、4人扶持切米金1両1歩、高23石	四男	中のお手当	極小進因窮者。家内人数多、倅吉右衛門日勤、父子とも繁多な勤務(米谷忠治妻出産、茂右衛門同様の進退高、中之難澁とみなしお手当支給、茂右衛門も同様とみなし、お手当支給願う)	文化9年1月29日着帯届、4月臨月(出生済)(2718)、文化9年3月3日四男出生、両右衛門と名付(2720)文化13年10月28日倅吉右衛門、妊娠届、1月臨月(2659)。文化14年3月11日倅吉右衛門嫡孫女出生(2660)	2659 2660 2718 2720
6	文化9	4		佐藤善蔵、4人扶持切米金2両、高26石	三男		勤番中、小見取り扱い、妻一人では行き届きかねる。小進者	文化9年2月6日着帯届、5月臨月(出生済)(2718)、文化9年4月14日三男出生、専助と名付(2720)	96~99 2720
7	文化9	7	28	建部善蔵、5人扶持切米金2両2歩、32石5斗	三女か?		中之難澁	文化9年3月28日、7月臨月予定(出生済)(2718)、文化9年7月5日三女出生(2720)	96~99 2720
8	文化9	2		米谷源左衛門倅、忠治、4人扶持切米金1両、高22石	四孫女		小給、家内多、かねて難澁。源左衛門は老人、忠治夫婦「精力を持って取賄」、出生によりなお困窮。	文化9年1月19日米谷忠治四女出生(2720)	99
9	文化13	2	29	井上八郎		お手当願い却下	子ども二人の内、嫡女は年頃、老母も極老というほどではない。	文政2年1月4日嫡女出産嫡孫出生(2661)	352
10	文化13	7	28	渋谷弥右衛門、4人扶持切米金2両2歩、高28石	四子	当年1両、来年三歩、10年符取立て	子ども11歳以下4人、文化9年斎藤和右衛門三女出生の前、年符御貸金を下さった例を持って支給		2659
11	文化13	7	28	横田寺右衛門、3人扶持切米金1両、17石5斗	四男	金七切、三カ年符で貸与。4年目より無利10年符で取り立て。	4人生育、小給者、家内多く難澁。「中之難澁」と認む。	文化13年7月2日四男出生	2659
12	文化13	7	28	御入坊主、石川順斎、3人扶持切米金2歩、高15石5斗	四子	御賞美金、式歩	因窮者、子ども4人生育。かねて心懸宜しく	文化9年1月4日石川順斎、着帯届、6月臨月(出生済)(2718)文政10年4月18日、倅妻嫡孫出生(2661)	2659

13	文化13	7	28	齋藤齋扱組、喜惣治	三子	御賞美金、式歩	子ども三人生育、かねて心懸宜しく		2659
14	文化13	閏8	8	渋谷弥右衛門	四子	金七切、三カ年符で貸与。4年目より無利10年符で取り立て	男女4人生育。取続兼ねる様子。		2659
15	文化13	閏8	8	横田幸右衛門	四男	金七切、三カ年符で貸与。4年目より無利10年符で取り立て	相続向き、兼ねて難渋。男女4人生育。取続兼ねる様子。	文化13年7月2日四男出生(2659)	2659
16	文化13	12	18	森伊太夫	四子	金式両三歩、三カ年の割合で貸与、4年目より無利10年符取立て。	相続難渋、男女4人生育。取続兼ねる様子。	文化8年4月28日、着帯届、9月臨月(出生済)(2718)、文化8年9月8日、三女出生(2720)	2659
17	文化13	12	18	山口主悦	三女	金式両三歩、三カ年の割合で貸与、4年目より無利10年符取立て。	男女4人生育。妻病死につき乳がなく難渋。	文化8年閏2月18日山口主悦、着帯届、7月臨月(出生済)(2718)、文化8年7月1日次女出生(2720)、文化13年7月24日三女出生	2659
18	文化13	12	18	野村勘太夫	六子	金式両三歩、三カ年の割合で貸与、4年目より無利10年符取立て。	8歳以下男女3人生育。難渋。	文化9年1月4日勘太夫着帯届、4月臨月(出生済)(2718)、文化9年2月15日勘太夫嫡孫之四男、永次郎と名付(2720)、文化15年1月16日、六男出生(2660)	2659
19	文化13	12	19	齋藤齋取扱組小頭	五子	御賞詞	子ども5人生育、以前も御賞詞あり、兼ねて心懸宜しく、これからも心がけ生育さすよう。		2659
20	文化13	12	19	御手廻り、与作	二子	金式歩	子ども二人養育、妻病死、乳不足難渋。子ども二人ではお手当は難しいが、係りよりの申し立てにより吟味の結果支給。		2659
21	文化13	12	19	小泉唯安、4人扶持切米金2両2歩、高28石	五子	金壹歩	子ども5人生育。以前4男出生の節、御賞金貸与。	文化13年2月24日五男出生。文化13年2月2日妊娠届、3、4月臨月予定。	2659
22	文化13	12	23	及川恒右衛門、3人扶持切米金2両2歩、高16石	四女		子ども4人生育。難渋、以前3男出生の節、御賞金壹歩貸与。	文化8年6月17日及川恒右衛門嫡男(二男出生)、吉弥と名付(2720)、文化13年9月1日妊娠(12月臨月予定)(2659)、文化13年11月28日四女出生(2659)文化14年10月26日妊娠(2月臨月予定)(2660)	2659
23	文化13	12	23	三木重治郎、9人5分扶持、高42石7斗5升	三子	金壹両、2カ年の割合で貸与。三年目より無金利10カ年符、半金は下さる。	男女三人生育。取続兼ねる体。*三子出生養育金、この子どもが三歳のときに妊娠した子どもは死胎	文政2年1月20日、妊娠届、4、5月臨月(2661)、文政2年2月21日、女子死胎出生(妊娠6ヶ月)、読み本あり(2661)*妊娠届を出してすぐ死胎。	2659

24	文化13	12	29	熊谷縫殿	五男	金壹歩下さる。	育子手当を与える進退高ではない。本来は吟味の対象ではないが、赤子之儀は重き吟味。 *出生4日で支給願提出。	文化9年5月8日着帯届(8月臨月予定(2718)、文化9年8月8日三男出生、喜三郎と名付(2720)、文化13年9月29日妊娠届(1月臨月予定)(2659)、文化13年12月22日五男出生(2659)。文政7年9月6日五男病死(2663)。*8歳で病死	2659
25	文化13	12	29	原田序助親、原田勘助	七男	金壹歩下さる。	母乳不足に付き、養育及びかねる。親勘助は不調法の上、序助は子どもなお手当を下さるのは難しいが、赤子之儀は重き吟味。	文化8年9月3日原田勘助五男出生、9月8日鶴四郎と名付(2720)、文化13年9月27日、妊娠届(5ヶ月)、2月臨月(2659)、同13年10月28日、七男出生(2660)、文政元年9月17日妊娠届、12月臨月。同年9月19日嫡女出生(2660)、文政2年7月14日嫡女出生、同7月20日嫡女病死(2661)、文政3年3月28日妊娠届、8月臨月(2661)。文政3年7月5日嫡男出生(2661)、文政8年3月16日女子出生(2663)。	2659

出典：沼田家文書(史料番号は「一関藩家老 沼田家文書目録」一関市教育委員会、1994年による) 2659「文化13年 育子方留」、2660「文化14年 育子方留」、2718「着帯届」、2720「名号届」

